



# 再生可能エネルギー（太陽光）発電設備を設置された方へ



再生可能エネルギー（太陽光）発電設備（蓄電装置、変電・送電設備を含む）で、下記の表に該当するものは、固定資産税（償却資産）の該当となります。償却資産の申告をしていただく必要がありますので、1月末までに償却資産の所有状況について申告して下さい。

償却資産は、課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも申告は必要となります。

## 1. 設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量又は余剰を売電されるための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人（事業用）	個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

## 2. 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナ	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材）などとして設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※「家屋」…家屋として評価の対象となります。償却資産の申告は不要です。  
「償却」…償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

## 3. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

対象設備	平成24年5月29日から平成26年3月31日までの間に新たに取得し、固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除く。
適用期間・内容	新たに課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格を3分の2の額とする。
添付書類	① 経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し ② 電気事業者と締結している『特定契約書』の写し